



## 地域と共にある学校づくり①

浜中町立茶内小学校長 富田直樹

5月10日(火)の19時から、本校を会場にして「第1回茶内地区学校運営協議会」が開催されました。本協議会の冒頭で佐藤健二教育長から委員の一人一人に委嘱状が手渡されました。その後、会長に山口寿宏氏、事務局長に高橋章郎氏が選出されました。お二人をはじめ、委員の皆さん、1年間、茶内地区の子どもたちの豊かな成長のため、お力添えをお願いいたします。

さて、最近よく「コミュニティ・スクール」(以下、CS)という言葉が耳にすることがありますが、これは「学校運営協議会制度」を導入している、「学校運営協議会」を位置付けている学校ということです。このことから、茶内小学校も茶内中学校も「コミュニティ・スクール」と言うことができます。CSについては、文部科学省のホームページでは次のように示されています。

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)に基づいた仕組み。

主な役割は、次の3つです。

- ①校長がつくる学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校運営について、教育委員会や校長に意見を言える。
- ③教職員の任用について、教育委員会や校長に意見が言える。

このCSという「仕組み」について、CS発祥の地の一つ、千葉県習志野市秋津小学校でCSを始めた岸裕司氏は、次のように話しています。



「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」ことが法律上、CSの必須の役割ですから、保護者や地域住民はCS委員になると「学校運営の基本方針を承認する」という義務を負います。承認できない場合は、承認できるまで校長に訂正させる「権限と責任」をもっている。その意味で、この法律は画期的です。学校教育制度が始まって以来132年にして初めて、保護者や地域住民が法的に権限と責任を与えられ、学校と真のパートナーとなったわけです。

CSは、学校と家庭、地域が真のパートナーになった画期的な仕組みですが、既にCSに取り組んでいる学校や地区の関係者の人たちからは、「CSはできたものの形だけで、中身(議論)が伴わない」という声も聞こえてきているようです。全国でのCSの導入率も27%程度(2020年7月段階)です。この原因は何でしょうか。